

平成26年12月26日

日本郵政グループ3社の株式上場について

一般社団法人 第二地方銀行協会
会 長 菊 池 康 雄

本日、日本郵政株式会社から、標記に関する方針が公表されました。

政府が保有する日本郵政株式会社の株式については、郵政民営化法で早期処分が求められているほか、復興財源確保法により、同社株式の売却収入を東日本大震災の復旧・復興財源に充てることとされており、今回の方針は、その実現に向けた一歩であると理解しております。

一方、今回の方針では、ゆうちょ銀行株式について、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していくとされているのみで、完全民営化に向けた具体的な道筋が示されておらず、引き続き、民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態が続くこととなります。

私どもは、かねてより、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、①バランスシートの規模の縮小、②政府出資がある間における公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底や金融システムの安定に資する観点からの態勢整備が不可欠であると主張してまいりました。

このような中で、ゆうちょ銀行に政府の間接出資が残り、公平な競争条件が確保されないまま、貸付業務等の新規業務が認められれば、民間金融機関の業務を圧迫し、地域金融、地域経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあります。

また、預入限度額については、「当面は引き上げない」ことが改正郵政民営化法の附帯決議に盛り込まれており、現状それが遵守されていますが、引き続き、政府の間接出資が残る間は、限度額が引き上げられるべきではないと考えます。

今後、関係当局及び郵政民営化委員会におかれては、私どもの意見や郵政民営化法の理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある検討が行われることを強く希望いたします。

以 上